

市第68号議案

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年12月横浜市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同項第5号中「第4号」を「前号」に改め、「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

水道法施行令の一部改正に伴い、学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を横浜市が設置する専用水道の水道技術管理

者の資格に追加する等のため、横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（水道技術管理者の資格）

第3条 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 学校教育法による短期大学~~（同法による専門職大学の前期課程を含む。）~~若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後~~（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）~~、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（第4号省略）

- (5) 第1号、第3号又は~~前号~~
~~第4号~~に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後~~（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）~~、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者~~（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）~~については6年以上、~~前号~~
~~第4号~~に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（第6号、第7号及び第2項省略）

